

# 除染・中間貯蔵施設等の 進捗状況について

平成29年2月

# 除染の進捗状況について

# 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置

## ① 除染特別地域(国直轄地域)

### 環境大臣による 除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に  
たむらし みなみそうまし かわまたまち  
相当(田村市、南相馬市、川俣町、  
ならはまち とみおかまち かわうちむら おおくままち  
檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、  
ふたばまちなみえまち かつらおむらいいいたてむら  
双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の  
11市町村)



環境大臣による特別地域内  
除染実施計画の策定

国による除染等の措置等の実施

## ② 汚染状況重点調査地域 (市町村除染地域)

環境大臣による対象地域の指定  
(放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト  
( $\mu\text{Sv/h}$ )以上の地域)

※0.23 $\mu\text{Sv/h}$ は汚染状況重点調査地域の指定基準であり、除染の目標ではない。(注)

市町村長による調査測定

市町村長による除染実施計画策定

市町村長等は除染実施計画に基づき  
除染等の措置等を実施  
(国が予算措置)

(注)一日24時間のうち、①8時間は屋外で過ごす②16時間は遮蔽率の低い(0.4)木造住宅で過ごす、という慎重な仮定の下で、個人線量1mSv/yを空間線量に換算。

原子力事業所内の土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壌等の処理

関係原子力事業者(東京電力)が実施



# 国直轄除染の進捗状況概要（平成28年12月31日時点）

## 面的除染の状況

※平成29年3月までにすべての面的除染を終了することが目標

| 市町村    | 宅地                  |                    | 農地        |                      | 森林        |                      | 道路            |                  |
|--------|---------------------|--------------------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|---------------|------------------|
|        | 実施率                 | 実施数量<br>〔対象数量〕     | 実施率       | 実施数量<br>〔対象数量〕       | 実施率       | 実施数量<br>〔対象数量〕       | 実施率           | 実施数量<br>〔対象数量〕   |
| 南相馬市   | 96% (96%)<br>【100%】 | 4,300件<br>〔4,400件〕 | 84% (76%) | 1,500ha<br>〔1,800ha〕 | 81% (75%) | 1,100ha<br>〔1,400ha〕 | 71% (63%)     | 230ha<br>〔320ha〕 |
| 富岡町    | 100%                | 6,000件             | 100%      | 670ha                | 100%      | 460ha                | 99.9% (99.9%) | 170ha<br>〔170ha〕 |
| 浪江町    | 94% (93%)           | 5,300件<br>〔5,600件〕 | 91% (88%) | 1,400ha<br>〔1,500ha〕 | 99% (96%) | 370ha<br>〔380ha〕     | 87% (87%)     | 180ha<br>〔210ha〕 |
| 飯舘村    | 100%                | 2,000件             | 100%      | 1,900ha              | 100%      | 1,500ha              | 100% (99%)    | 310ha<br>〔310ha〕 |
| 田村市    | 100%                | 140件               | 100%      | 140ha                | 100%      | 190ha                | 100%          | 29ha             |
| 楡葉町    |                     | 2,600件             |           | 830ha                |           | 470ha                |               | 170ha            |
| 川内村    |                     | 160件               |           | 130ha                |           | 200ha                |               | 38ha             |
| 大熊町    |                     | 180件               |           | 170ha                |           | 160ha                |               | 31ha             |
| 葛尾村    |                     | 460件               |           | 470ha                |           | 630ha                |               | 110ha            |
| 川俣町    |                     | 360件               |           | 600ha                |           | 510ha                |               | 71ha             |
| 双葉町    |                     | 97件                |           | 100ha                |           | 6.2ha                |               | 8.4ha            |
| 実施数量合計 |                     | 22,000件            |           | 8,300ha              |           | 5,900ha              |               | 1,500ha          |

- ・実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
- ・実施率欄の（ ）内は前月のもの。
- ・南相馬市の宅地における【 】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。残りについては平成28年度に実施中。
- ・面的除染終了以降に除染の実施を希望された箇所や、除染の実施の同意が得られた箇所については、引き続き除染を実施している。

# 汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)における除染の進捗状況①

福島県内、県外の市町村では、除染実施計画における除染等の措置の完了予定時期は平成28年度とされている。福島県内では住宅がほぼ終了、農地・牧草地、子どもの生活環境を含む公共施設等で除染の進捗率が約9割に達し、福島県外では「完了」、「概ね完了」の市町村が除染実施計画を策定した57市町村中51市町村となる等、予定した除染の終了に近づいている。一方で、仮置場確保の難航等の事情から、福島県内では道路、生活圏の森林は約7割の進捗であり、計画通りの除染終了に向け一段の加速化を図っている。

○「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村：  
(当初)104市町村 → (現在)94市町村

これまでに線量低下などの理由で10市町村が指定解除

○除染実施計画策定済み：93市町村

○計画に基づく除染等の措置完了等：55市町村

(措置完了:28市町村、完了又は概ね完了:27市町村。引き続きモニタリング等を実施)

○計画に基づく除染等の措置継続中：38市町村

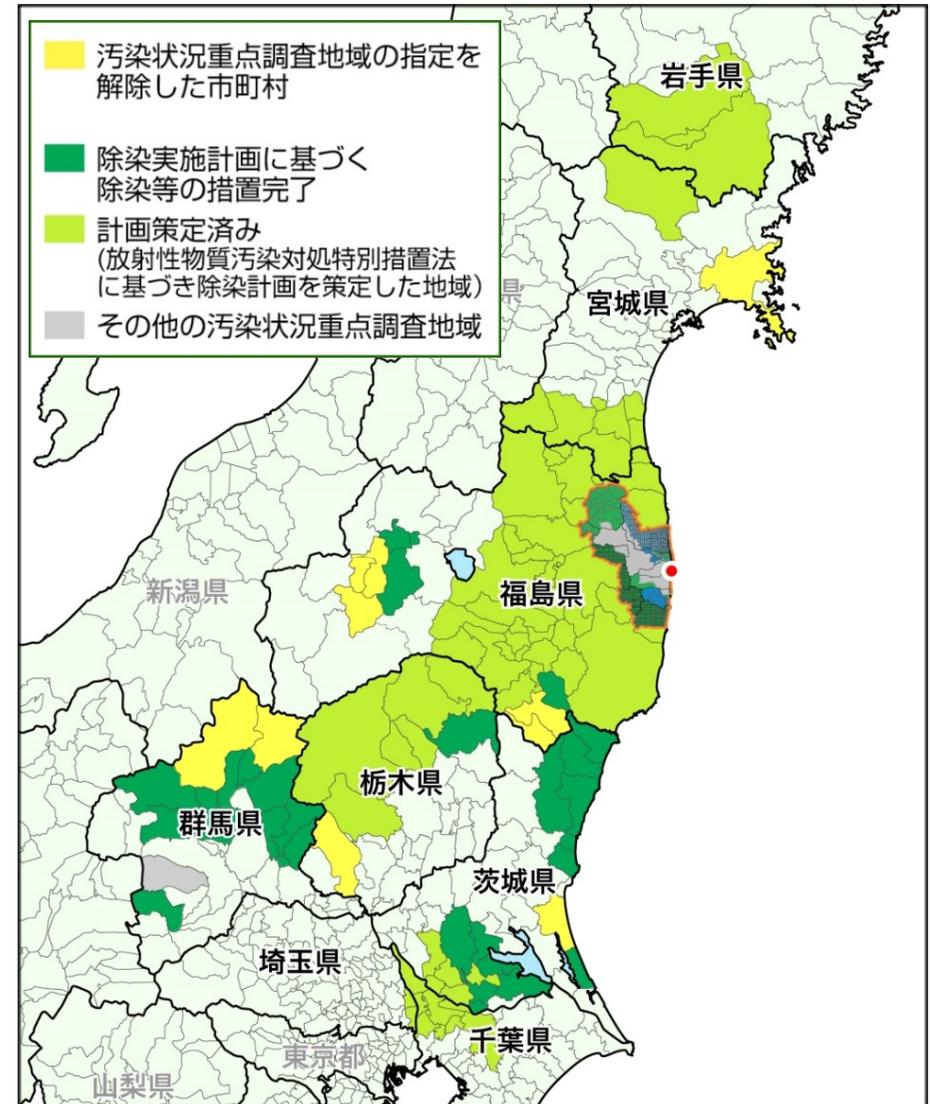
福島県内、県外の市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期は平成28年度である。

○福島県内における進捗状況(平成28年11月末時点)

住宅:ほぼ終了、農地・牧草地、公共施設等:約9割  
道路、森林(生活圏):約7割

福島県外における進捗状況(平成28年9月末時点)

学校・保育園等、公園・スポーツ施設、住宅、道路:  
ほぼ終了 農地・牧草地、森林(生活圏):終了



# 汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況②

## ○福島県内

平成28年12月末時点

| 都道府県名 | 市町村数 | 汚染状況重点調査地域として指定された市町村   |   |      |
|-------|------|---|---|------|
|       |      | 計画策定済   |   | 策定なし |
|       |      | 全体計画数に対する進捗率が100%となっている市町村  | 除染作業中等  |      |
| 福島県   | 36   | 田村市、桑折町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、泉崎村、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、矢吹町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、中島村、小野町、新地町（下線は措置完了） | 福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、棚倉町、三春町、広野町、南相馬市、川俣町、川内村 |      |
| 計     | 36   | 15（内、措置完了は4）  | 21  | 0    |

## ○福島県外

平成28年11月末時点

| 都道府県名 | 市町村数 | 汚染状況重点調査地域として指定された市町村   |                              |                  |        |
|-------|------|---|------------------------------|------------------|--------|
|       |      | 計画策定済   |                              |                  | 策定なし   |
|       |      | 完了 ※1（下線は措置完了）  | 概ね完了 ※2                      | 継続 ※3            |        |
| 岩手県   | 3    |   | 奥州市、平泉町（2）                   | 一関市（1）           |        |
| 宮城県   | 8    |   | 角田市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町、山元町（6） | 白石市、栗原市（2）       |        |
| 茨城県   | 19   | 日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、稲敷市、東海村、美浦村、阿見町、利根町（15） | 常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市（4）       |                  |        |
| 栃木県   | 7    | 大田原市、塩谷町（2）   | 鹿沼市、矢板市（2）                   | 日光市、那須塩原市、那須町（3） |        |
| 群馬県   | 10   | 桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村（9）                              |                              |                  | 安中市（1） |
| 埼玉県   | 2    |   | 三郷市、吉川市（2）                   |                  |        |
| 千葉県   | 9    | 佐倉市、柏市、流山市（3）   | 松戸市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市（6） |                  |        |
| 計     | 58   | 29（内、措置完了は24）   | 22                           | 6                | 1      |

※1・・・除染実施計画に基づく除染等の措置は完了している。

※2・・・平成28年9月末時点で除染実施計画に基づく除染等の措置は完了しているが、未測定施設等における測定結果や、国（国有施設の管理者）や県（県有施設の管理者）等との調整により、必要に応じて除染実施計画を改訂して除染等の措置を継続する可能性がある。

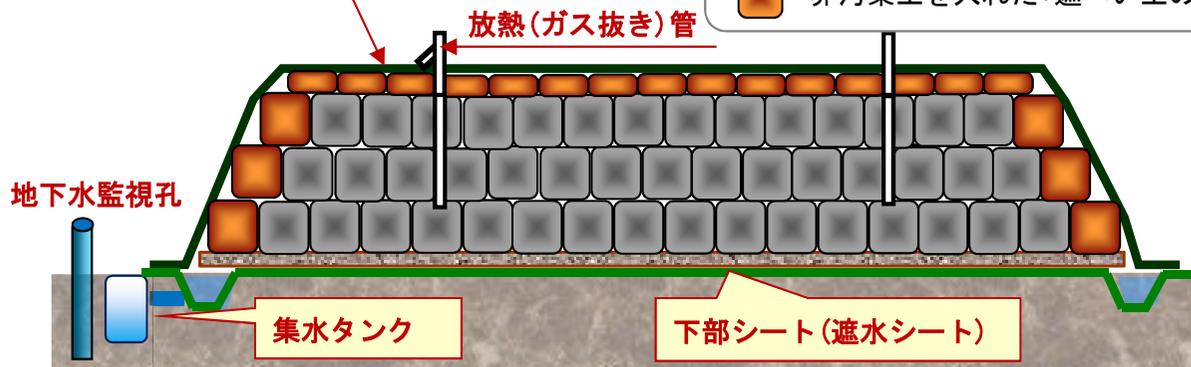
※3・・・平成28年10月以降も除染実施計画に基づく除染等の措置を実施する予定である。

# 仮置場での保管・借地契約の継続

## ○仮置場の基本構造と、日常における管理・点検(直轄除染の仮置場の例)

上部シート(通気性の防水シートまたは遮水シート)

-  除去土壌等を入れた保管容器
-  非汚染土を入れた「遮へい土のう」



### 管理・点検の内容

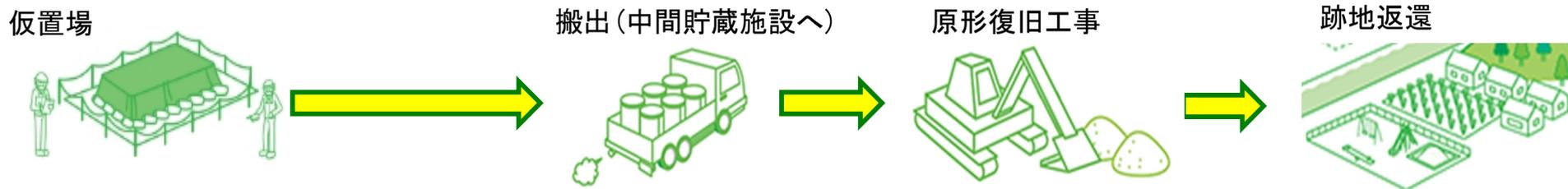
|                   |  |
|-------------------|--|
| 週1回の日常点検          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目視点検</li> <li>・空間線量率の計測</li> </ul> |
| 月1回の日常点検          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の計測</li> </ul>                  |
| 必要時               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集水タンク内<br/>浸出水の計測と処理</li> </ul>    |
| 異常気象・地震時の<br>緊急点検 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目視点検</li> <li>・空間線量率の計測</li> </ul> |

## ○仮置場の箇所数と、除去土壌等の数量

※直轄除染の数値はH28. 12. 31時点  
市町村除染の数値は福島県内分のみで  
H28. 9. 30時点

|       | 仮置場箇所数 | 現場保管箇所数   | 除去土壌等の数量                |
|-------|--------|-----------|-------------------------|
| 直轄除染  | 269カ所  | —         | 7,380,180袋              |
| 市町村除染 | 847カ所  | 146,489カ所 | 5,740,858m <sup>3</sup> |

## ○仮置場での保管～搬出～原形復旧～跡地返還までの流れと「保管期間の延長」



《当初》「3年」目途で搬出\*

《現状》中間貯蔵施設への搬出工程に応じた「保管延長」が必要  
…搬出工程は、中間貯蔵施設の用地取得、整備状況、輸送計画等に左右される

保管の継続  
借地の継続



\* H23. 10 中間貯蔵施設の基本的考え方「仮置場の本格搬入開始から3年程度を目途として中間貯蔵施設の供用を開始するよう努力」

# 福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組

- 平成28年3月に、「福島森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」(閣僚級)において、復興庁、農林水産省、環境省が連携して、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめ。
- 福島県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、以下の取組を総合的に進めていく。

## I. 森林・林業の再生に向けた取組

### 1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・ 住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施
- ・ 必要な場合に、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から20m以遠の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施

### 2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・ 地元の要望を踏まえ、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所について適切に除染を実施
- ・ 広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施
- ・ 避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映

※ 9月6日(火)のプロジェクトチーム会合において、4町村（川俣町、広野町、川内町、葛尾村）のモデル地区を選定。

12月22日(木)の同会合において6市町村（相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町、飯舘村）のモデル地区を選定。

### 3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・ 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進
- ・ 作業者向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成

## II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・ 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続

## III. 情報発信とコミュニケーション

- ・ 森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供
- ・ 専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

# 除染等費用の東京電力への求償

特措法に基づき講ぜられる措置に係る費用は、特措法第44条の規定に基づき、東京電力に支払義務がある。環境省では、これまでに16回に分けて、約11,912億円の請求を順次行い、約8,729億円が応諾されている(平成28年11月30日現在)。

残りについては、東京電力において証憑書類等の確認に時間を要している等の理由により、現時点で未払いとなっている。

【参考】放射性物質汚染対処特措法の規定

第44条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、…関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

## 支払額の内訳

|          | (億円)  |        |
|----------|-------|--------|
|          | 支払額   | 求償額    |
| ①除染      | 8,475 | 10,079 |
|          | (支払率) |        |
|          | (84%) |        |
| うち、国直轄除染 | 5,456 | 6,432  |
|          | (85%) |        |
| うち、市町村除染 | 3,019 | 3,647  |
|          | (83%) |        |
| ②中間貯蔵    | 112   | 217    |
|          | (52%) |        |
| ③汚染廃棄物処理 | 142   | 1,616  |
|          | (9%)  |        |
| 総額       | 8,729 | 11,912 |
|          | (73%) |        |

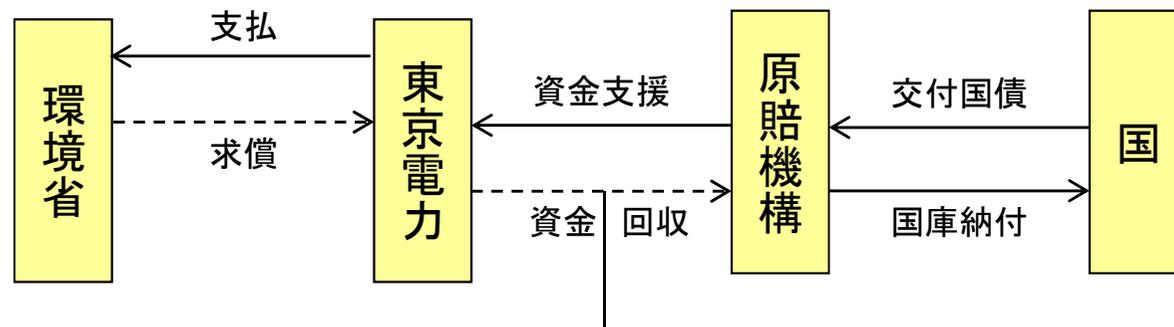
※上記の他に内閣府等求償分がある。

※支払額には支払予定額(応諾額)を含む

※この他、11月末に約2967億円(うち、国直轄除染約307億円、市町村除染約2567億円、中間貯蔵約28億円、汚染廃棄物処理約64億円)を求償済

## 【参考】東京電力への支援スキーム

東京電力において必要となる資金繰りは、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の交付・償還により支援されている。



平成25年12月の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」によれば、

①除染・汚染廃棄物処理費用相当分は原賠機構保有の東電株式売却益により回収

②中間貯蔵施設費用相当分はエネルギー特会から原賠機構に交付する資金により回収するものとされている。

# 帰還困難区域における復興拠点の整備について

以下を実現するために必要な措置を盛り込んだ福島特措法の改正法が今期通常国会に提出される予定。

(「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月20日 閣議決定)より作成)

- 特定復興拠点を整備する計画を、県と協議の上で市町村が策定し、国の認定を受ける。
- 認定されると、一団地の復興再生拠点整備制度、道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例が活用可能に。
- 特定復興拠点の整備に係る除染・解体事業についても、避難指示解除後の土地利用を想定した整備計画の下で実施することとし、除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みを整える。
- 国の新たな政策的決定を踏まえ、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、国の負担において行う。
- 除染・解体は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事業とは区別して整理した上で国が実施。
- インフラ整備事業については国において必要な措置を講じ、市町村等において実施。

# 除染等の実施に係るリスクコミュニケーション等について

除染・中間貯蔵施設の事業実施等に際し、関係する住民及び国民の理解を得るため、除染・中間貯蔵施設等に関する最新の情報を正確かつ分かりやすい形で発信するとともに、ツールの提供や専門家の派遣等により、関係地方公共団体が行う住民説明等を支援

## 総合的・基礎的な情報提供

■ ウェブサイト（除染情報サイト、中間貯蔵施設情報サイト等）

■ コールセンター（お問い合わせ窓口、不適正除染110番）

## 除染情報プラザ（福島県と共同で運営する除染等の情報拠点）

■ 地域との双方向のコミュニケーションにより、除染・中間貯蔵施設や放射線の最新情報を発信

○館内展示、移動展示

除染等の方法や進捗、放射線の基礎知識に関する館内展示、住民説明会・地域イベントに合わせた出張展示を実施

○市町村等の支援

除染実施市町村等の要望を汲み取り、除染や住民説明の効果的実施に資する情報・ツールを提供

○セミナー・シンポジウム開催

地域のNPOや学生等と連携し、住民が主体的に学び、意見交換できる機会・場を提供（「ポジティブカフェ」等）

○専門家派遣

市町村や地域コミュニティ、学校等の要望を受けて専門家を派遣し、基礎知識の説明や除染方法に関するアドバイス等を実施



## 情報提供ツール（パンフレット、映像等）

■ 除染等の実施及び放射線の基礎的な内容に関する資料を作成・展開

○施策説明パンフレット・映像等（テーマ：除染、仮置場、中間貯蔵施設、輸送等）

○その他、除染・放射線に関する分かりやすい情報提供ツール

「なすびのギモン」シリーズ（TV、マンガ）：

除染や放射線に関する日頃の疑問について福島県出身の「なすび」氏が専門家に取材



## メディアとの連携

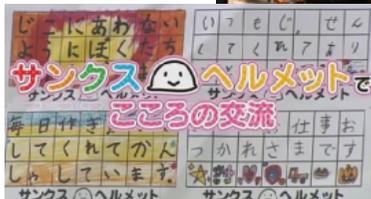
■ 福島県地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）と連携し、除染等への理解を深めるための情報を県内に広く発信

○サンクスヘルメット

・県内メディア8社共催の広告企画（ONEふくしま）にて実施  
・小中学生から除染作業員への応援と作業員からのお返し企画

○福島再生。

・除染等に取り組む地域の姿を地元紙で発信



## 広く国民への普及啓発

■ 除染やその結果、除染後の地域の状況に関する正しい理解を醸成するための情報を、福島県外も含めて広く発信

食わっせ、ふくしま米



除染終了後の水田で収穫されたお米のPR（H25～ 中央合同庁舎5号館食堂等）



「福島再生。」展示企画（H27.3 東京丸の内 行幸地下ギャラリー）

# 中間貯蔵施設の進捗状況について

# 中間貯蔵施設について

## 中間貯蔵施設の概要

○福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。

※約1,600万～約2,200万 $m^3$ と推計  
(東京ドームの約13～18倍に相当)

○現時点で最終処分する方法を明らかにすることは困難。

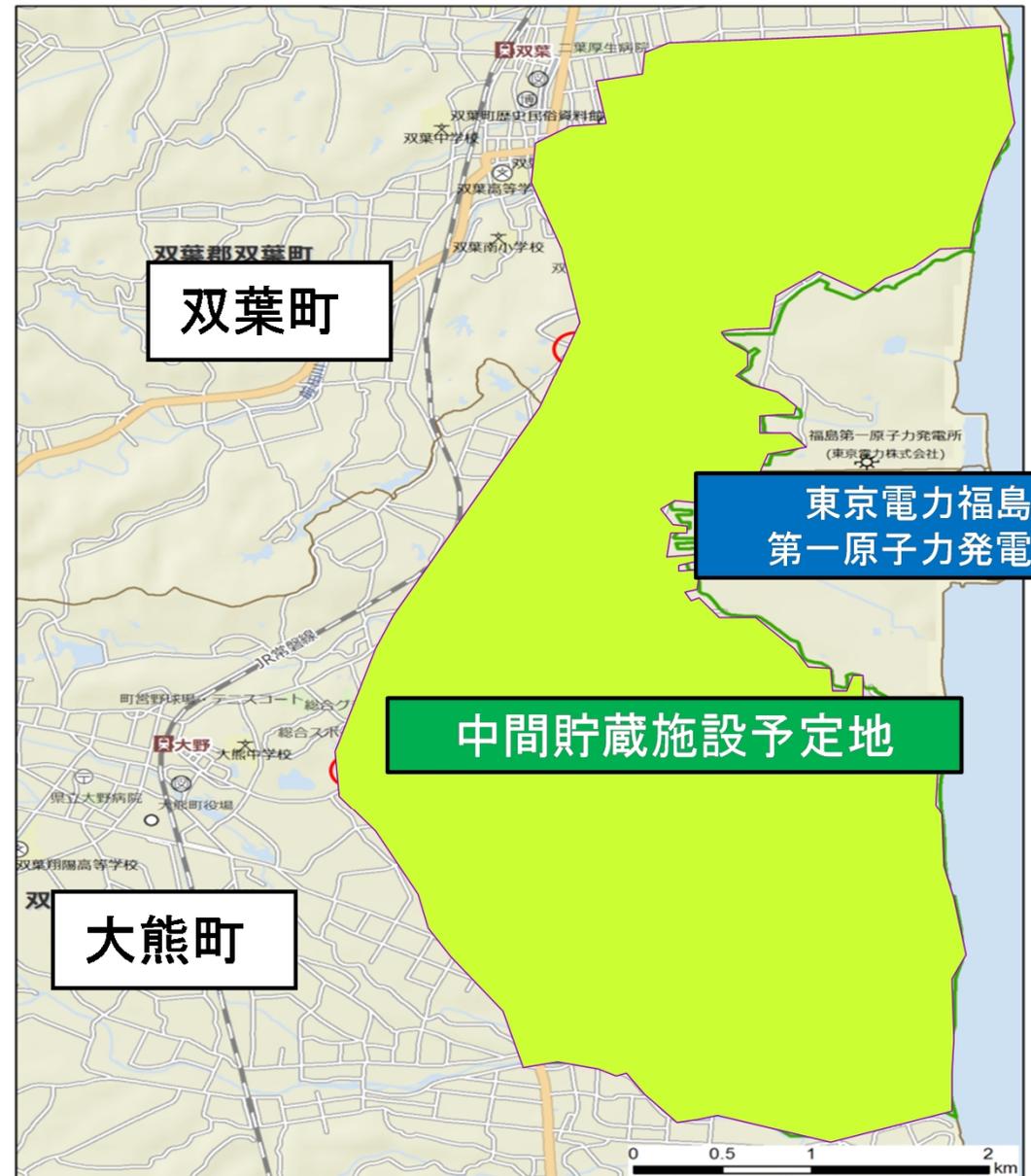
○最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。

(面積:約16 $km^2$ )

➤福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵

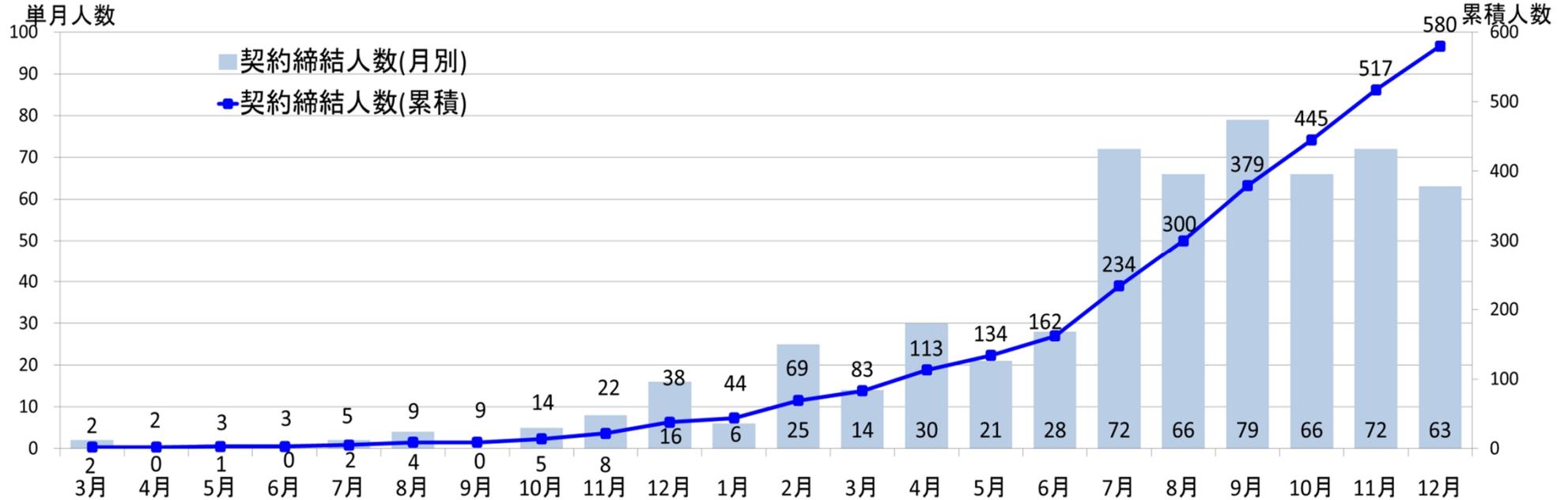
➤国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法:平成26年11月成立)

## <中間貯蔵施設予定地>

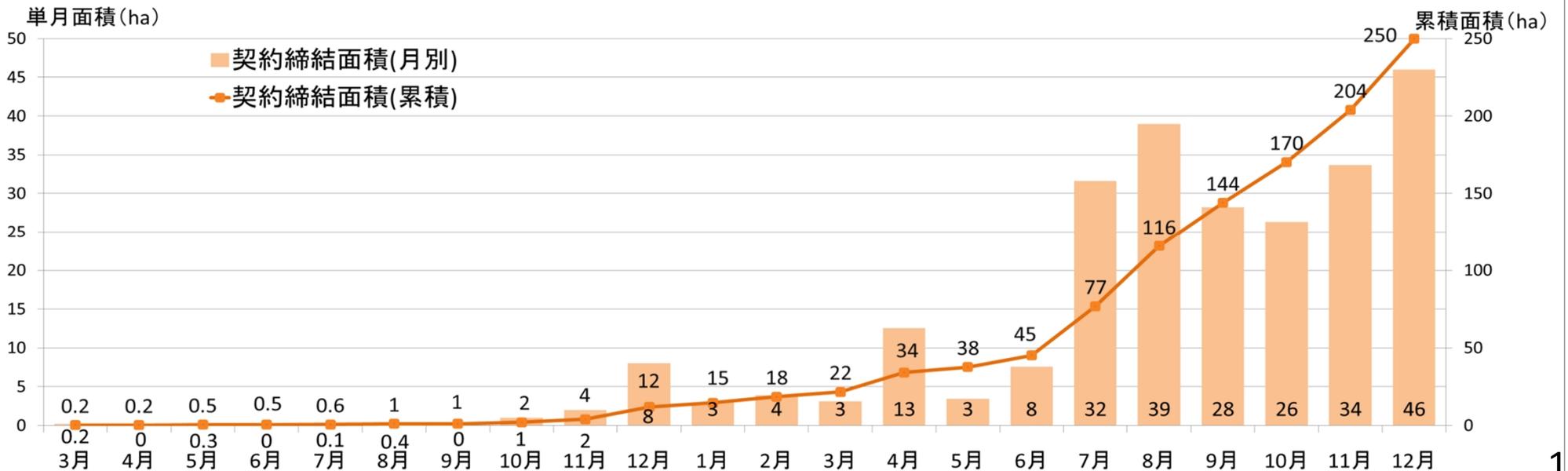


# 中間貯蔵施設に係る用地取得の推移

契約件数(平成27年3月～平成28年12月)



契約面積(平成27年3月～平成28年12月)



# 中間貯蔵施設用地の状況について

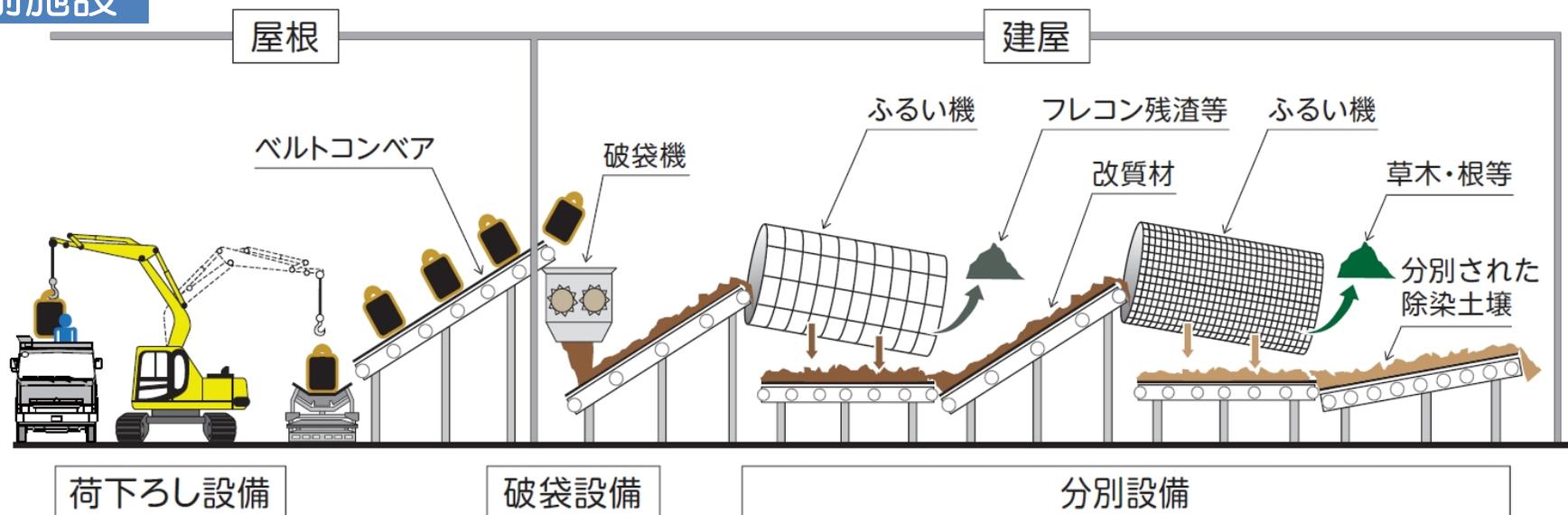
平成28年12月31日時点

| 全体面積<br>約1,600ha | 項目                    | 全体面積内訳                  | 全体面積に対する割合              | 登記記録人数<br>(2,360人)内訳  |
|------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---|
| 民有地<br>約1,270ha  | 地権者連絡先<br>把握済み        | 約1,190ha                | 約74% ※1                 | 約1,710人   |
|                  | 調査確認<br>承諾済み          | 約1,100ha                | 約69%                    | 約1,460人   |
|                  | 物件調査済み                | 約1,050ha                | 約66%                    | 約1,380人   |
|                  | 契約済み<br><b>1月末速報値</b> | 約250ha<br><b>約287ha</b> | 約15.6%<br><b>約17.9%</b> | 580人(約24.6%)<br><b>633人(約26.8%)</b>   |
| 公有地等<br>約330ha   | 町有地                   | 約165ha                  | 約10.3% ※1               | ※1 連絡先把握済み地権者の面積は、民有地と公有地の合計で全体の約95%となっている。<br>※2 土地・建物所有者登記記録2,360人に対する割合。 |
|                  | 国有地/県有地/<br>無地番地の土地   | 約165ha                  | 約10.3% ※1               |   |

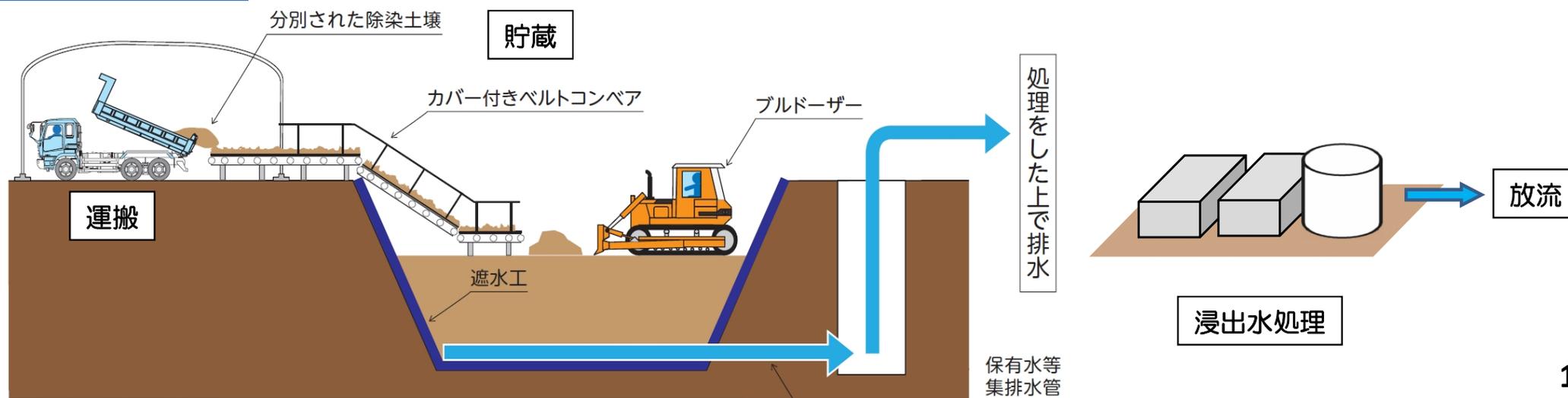
# 受入・分別施設、土壌貯蔵施設のイメージ

平成28年11月15日、大熊町、双葉町の予定地内に、  
中間貯蔵施設における受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工。

## 受入・分別施設



## 土壌貯蔵施設



# 平成29年度の中間貯蔵施設の整備について

1

既に工事に着手している受入・分別施設、  
土壌貯蔵施設の整備を進め、平成29年秋  
頃を目途に貯蔵開始

2

平成30年度の輸送量(90~180万 $m^3$ )に  
対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を  
着工

3

平成29年冬頃の稼働を目指し、大熊町の  
減容化施設を整備  
併せて、平成31年度稼働を目指し、双葉  
町に減容化施設を着工

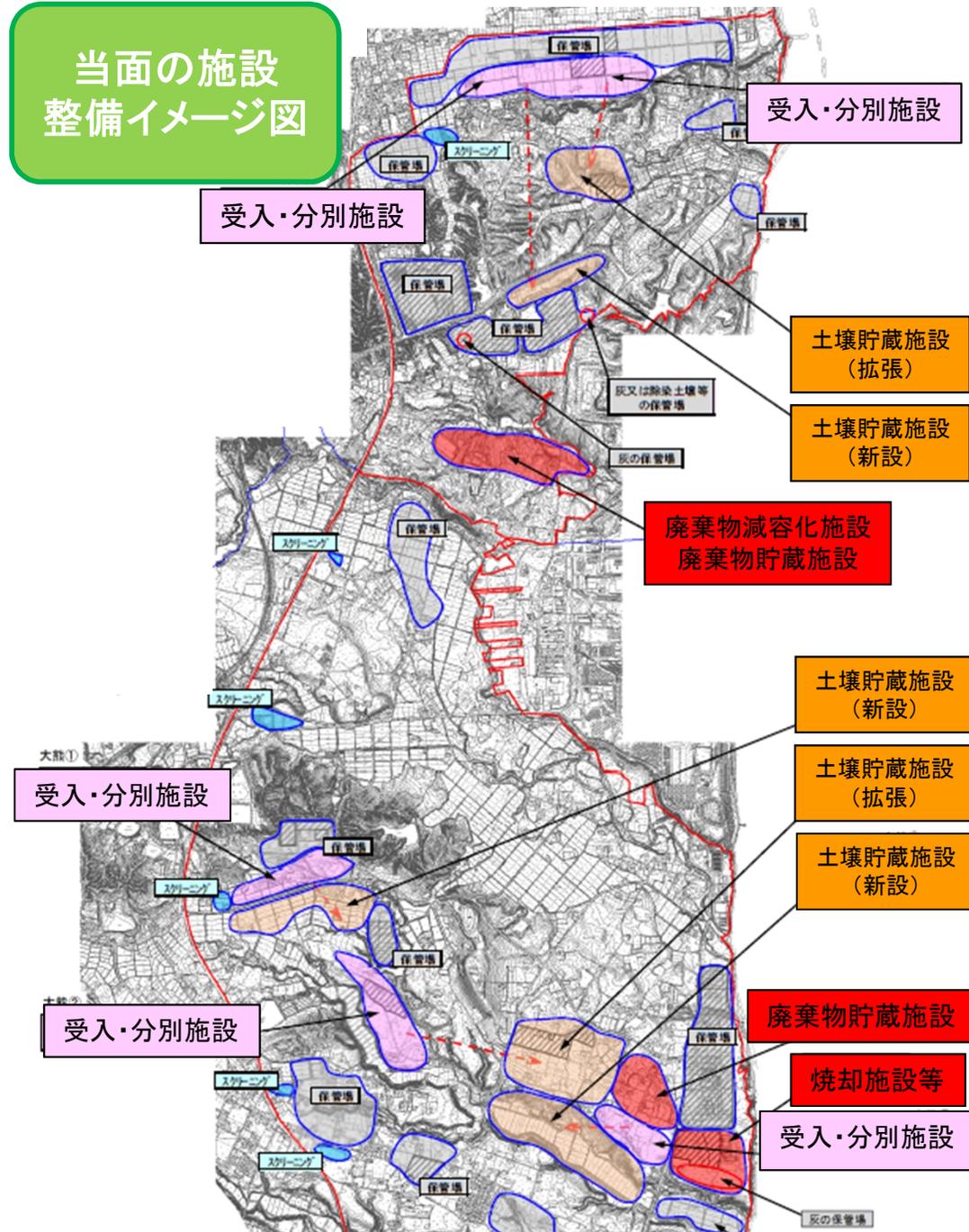
4

焼却灰の輸送の開始に併せて、焼却灰  
保管場を整備しつつ、平成31年度の貯蔵  
を目指し、廃棄物貯蔵施設の整備に着手

5

平成29年度の輸送量(50万 $m^3$ )に必要な  
保管場の整備を実施

## 当面の施設 整備イメージ図



# 中間貯蔵施設への輸送

- 平成28年度は15万 $m^3$ 程度の除染土壌等を輸送する予定。併せて、町有地を活用した保管場へ学校等の除染土壌等の輸送を実施。
- パイロット輸送の検証を踏まえた改善策を随時講じつつ、引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
- 本年度の輸送についても、引き続き、安全対策が想定通り機能しているか、住民や作業員の安全が確保されているか、円滑に作業を実施できているか等を確認しつつ進めている。

## 平成28年度の輸送実績（平成29年1月31日時点）

### ●搬入量 計133,899 $m^3$ （累計：179,281 $m^3$ ）

内訳：大熊町保管場 71,207  $m^3$

双葉町保管場 62,692  $m^3$

※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1 $m^3$ として換算した数値

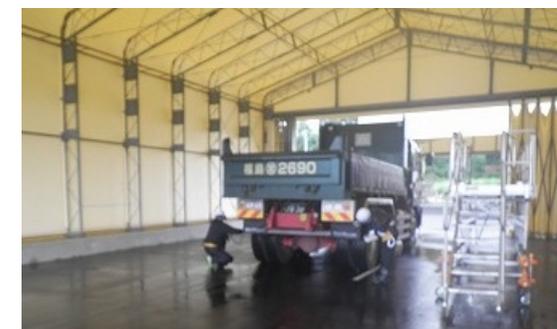
### ●総輸送車両数 計21,822台（累計：29,351台）

内訳：大熊町保管場 11,285台

双葉町保管場 10,537台



保管場への定置作業



スクリーニング作業

#### <昨年度輸送が終了した市町村>

鮫川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町

#### <今年度輸送が終了する予定の市町村>

会津坂下町、湯川村、会津美里町、石川町、塙町、矢祭町、猪苗代町、三島町、柳津町、会津若松市、下郷町、昭和村、南会津町

# 中間貯蔵施設に係る見通しと進捗状況について

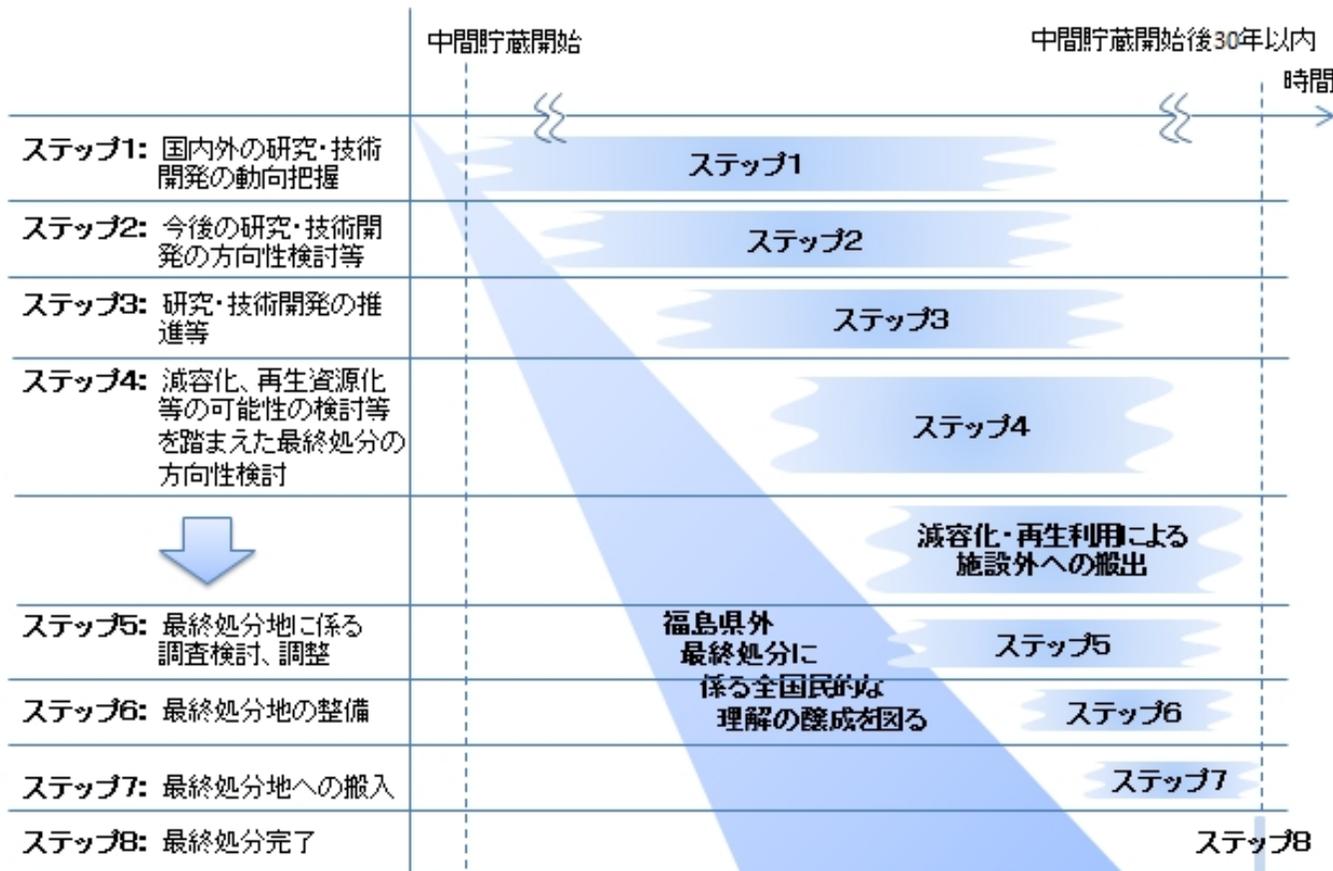
| 年度 | 用地取得(累計)               |  | 輸送量   |   | 施設整備  |
|----|------------------------|--|---|---|---|
|    | 見通し                    | 実績   | 見通し<br>( )内は累積  | 実績<br>( )内は累積   |   |
| 27 | 22ha程度<br>(28年3月25日時点) | 約22ha                                      | 5万m <sup>3</sup> 程度   | 45,382m <sup>3</sup>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中間貯蔵施設の保管場を整備<br/>平成28年度以降も随時必要な保管場を整備</li> </ul>  |
| 28 | 140～370ha程度            | 約250ha<br>(12月末時点)<br><br>1月末速報値<br>約287ha | 15万m <sup>3</sup> 程度<br>(20万m <sup>3</sup> 程度)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>加えて、学校等に保管されている除染土壌(約30万m<sup>3</sup>)のうち、地上保管分及び今年度掘り起し分の合計8万m<sup>3</sup>を輸送予定。</li> <li>※ 年度末に近い掘り起こし分の輸送は、来年度初頭にわたる見込み。</li> </ul> | 133,899m <sup>3</sup><br>(179,281m <sup>3</sup> )<br>(29年1月31日時点) | <ul style="list-style-type: none"> <li>9月 仮設焼却施設(大熊町)着工(29年冬頃稼働予定)</li> <li>11月 土壌貯蔵施設、受入・分別施設着工(29年秋頃稼働予定)</li> </ul>  |
| 29 | 270～830ha程度            |  | 50万m <sup>3</sup> 程度<br>(70万m <sup>3</sup> 程度)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>学校等に保管されている除染土壌等を優先的に輸送</li> <li>先行して学校等から仮置場に搬出済の市町村に配慮</li> <li>今後の輸送量及び輸送台数を想定し、これらに対応した道路交通対策を、輸送量の拡大に先立って実施</li> </ul>            |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>30年度の輸送量90～180万m<sup>3</sup>に対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工予定</li> <li>双葉町の減容化施設着工予定(31年度稼働予定)</li> <li>焼却灰保管場を確保しつつ、廃棄物貯蔵施設の整備に着手予定(31年度稼働予定)</li> </ul> |
| 30 | 400～940ha程度            |  | (140万～250万m <sup>3</sup> 程度)  |   |   |
| 31 | 520～1040ha程度           |  | (300万～650万m <sup>3</sup> 程度)  |   |   |
| 32 | 640～1150ha程度           |  | (500万～1250万m <sup>3</sup> 程度)<br>(6月まで:350～800万m <sup>3</sup> 程度)   |   |   |

※ 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」は、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

# 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について

- 福島県外での最終処分に向け、8つのステップに沿って取組を進めていく。
- 具体的には、放射能の物理的減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集しながら、まずは、研究・技術開発、減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等に取り組む。
- 並行して、情報発信等を通じて、低濃度生成物の再生利用と県外最終処分に係る全国民的な理解の醸成を図る。

## 最終処分に向けた8つのステップについて

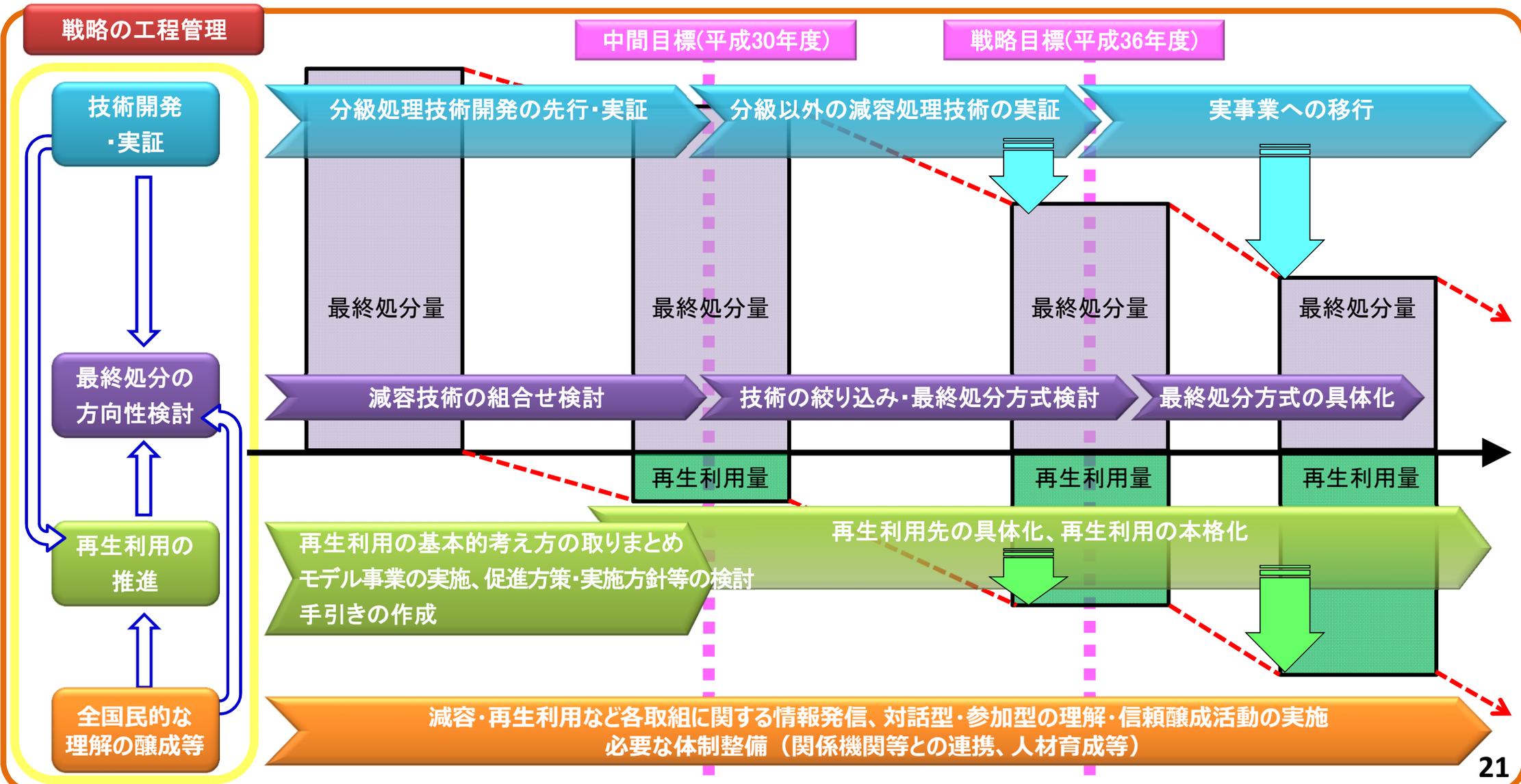


(参考) 日本環境安全事業株式会社法の一部改正法附帯決議(抄)

- 一 (略)・・・中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は(略)・・・必要な措置の具体的な内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

# 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略(平成28年4月)の概要

- 減容技術等の活用により、除去土壌等を処理し、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図る。
- 減容・再生利用技術開発の目標や優先順位を明確にし、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度で一通り完了し、処理の実施に移行する。
- 安全性の確保を大前提として、安全・安心に対する全国民的な理解の醸成を図りつつ、可能な分野から順次再生利用の実現を図る。
- 技術開発の進捗状況や再生利用の将来見込みを踏まえて、最終処分場の構造・必要面積等について一定の選択肢を提示する。



# 実証事業の概要

- 福島県南相馬市に設置している東部仮置場内において、再生資材化実証試験及び試験盛土を施工
- 必要な飛散・流出防止対策を講じながら再生資材化した除去土壌等を用いた盛土構造物を造成し、その後一定期間、盛土構造物のモニタリングを実施（なお、盛土構造物はモニタリング終了後、撤去）

## 1. 再生資材化実証工程

### ① 土のう袋の開封・大きい異物の除去

大型土のう袋を開封し、大きな異物を除去します



開封機

### ② 小さな異物の除去

ふるいでより小さな異物を除去します



回転ふるい機

### ③ 濃度分別

放射線量を測定し、土壌を分別します（3000Bq/kg以下）



測定器

### ④ 品質調整

盛土に利用する土壌の品質を調整します（水分、粒度など）

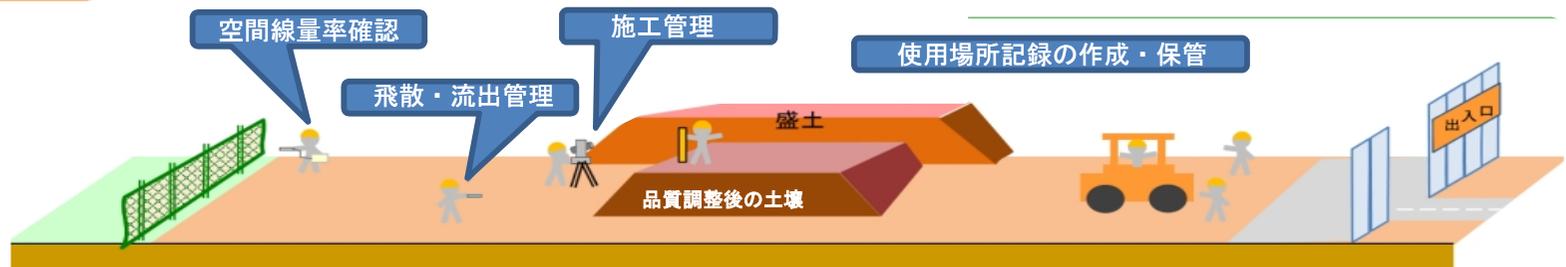


品質調整機

## 2. 試験盛土工程

### ⑤ 試験盛土の施工・モニタリング

試験盛土を施工します  
(盛土内部に品質調整後の土壌を、盛土表面には購入土を利用します)  
空間線量などの測定を継続します



# 放射性物質に汚染された 廃棄物の処理について

# 放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行う廃棄物

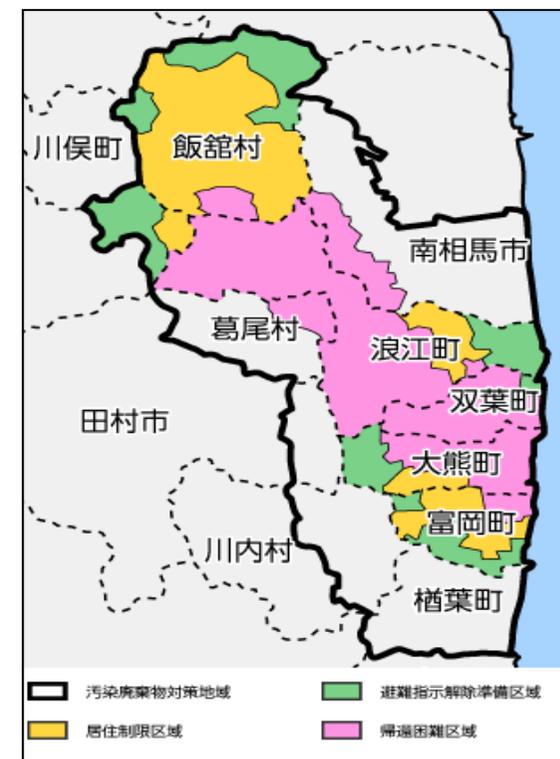
## ①対策地域内廃棄物

- 環境大臣が指定した**汚染廃棄物対策地域**※内にある廃棄物のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域(=旧警戒区域、旧計画的避難区域)

### <対策地域内廃棄物の例>

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等



## ②指定廃棄物

- 事故由来放射性物質による**汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定**※を受けた廃棄物

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

### <指定廃棄物の例>

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物(稲わら、堆肥) 等



焼却灰



農林業系副産物(稲わら)

⇒ 対策地域内廃棄物、指定廃棄物は国が処理

○ 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。

- 平成27年度までに、帰還困難区域を除いて、津波がれきの仮置場への搬入、特に緊急性の高い被災家屋等の解体・仮置場への搬入、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみの一通りの回収について完了。
- その他の、被災家屋等の解体及び継続的に排出される片付けごみの回収については、引き続き対応しているところ。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成28年12月末時点で、約120万トン完了(うち、約20万トンが焼却処理済、約51万トンが再生利用済)。搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。種類別の処理の状況は次のとおり。

### (1) 津波による災害廃棄物の処理

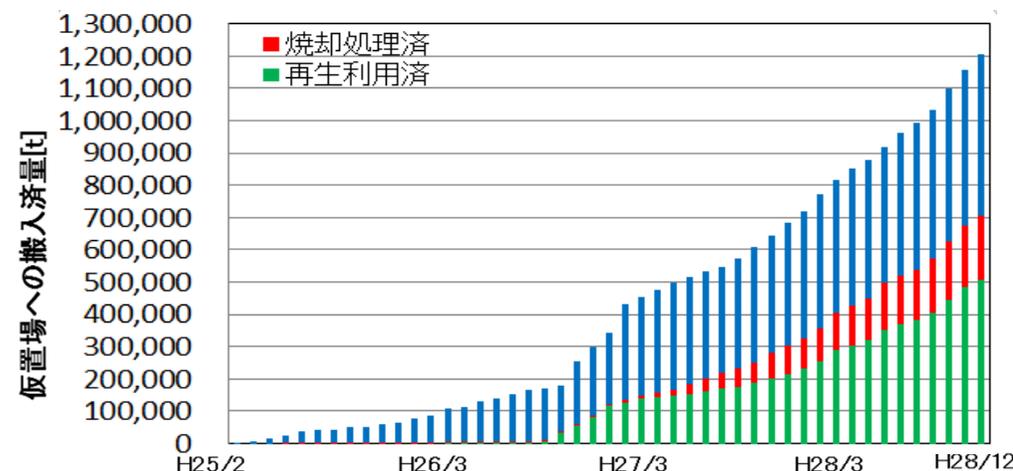
○ 平成28年3月に、帰還困難区域を除いて津波がれきの撤去と仮置場への搬入を完了。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

### (2) 被災家屋等の解体撤去

○ 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。解体撤去申請は約10,000件受付済であり、解体工事公告済は約8,700件、うち、解体撤去済は約5,300件。

### (3) 片付けごみの処理

○ ステーション回収や戸別回収訪問を行っており、戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量  
注) 仮置場へ搬入せずに処理する量も含む。



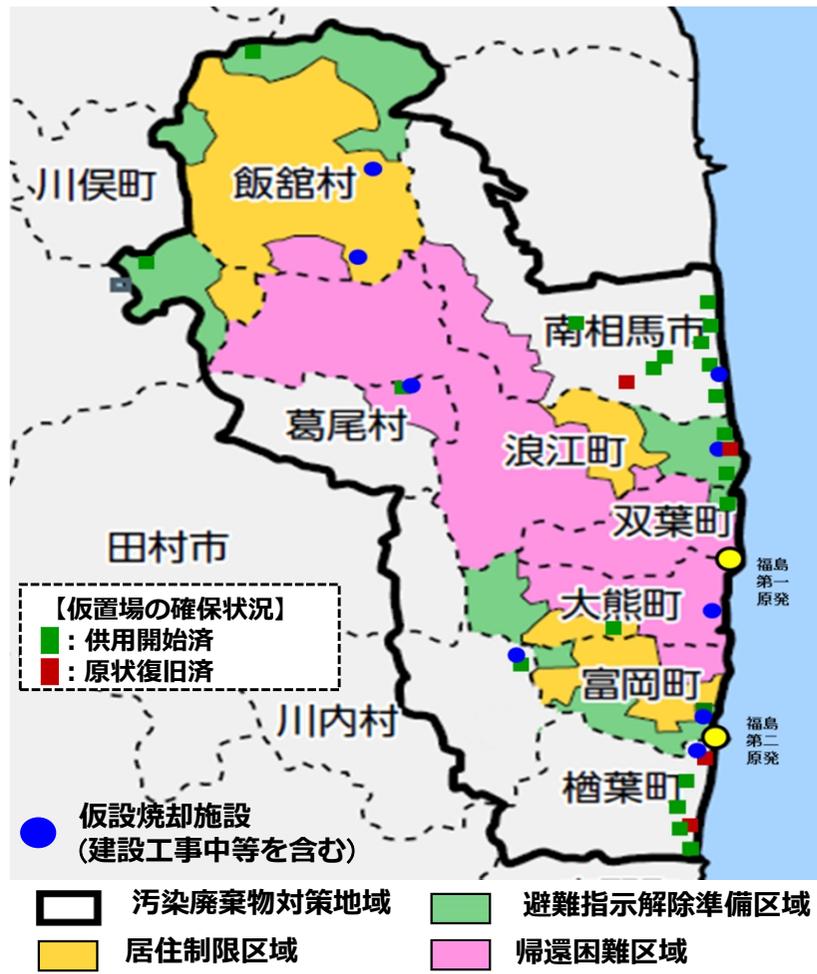
撤去前 (平成26年7月)



撤去後 (平成28年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

# 国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況（平成29年2月3日時点）



- (1) 仮置場の確保状況
- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済（うち4箇所においては原状復旧済）。
  - 仮置場における、環境モニタリングデータを公表中(※1)。
- (2) 仮設焼却施設の設置状況
- 9市町村（10施設）において仮設焼却施設を設置することとしている。うち、7施設は稼働中、1施設は建設工事中、1施設は処理完了、1施設は今後着工予定。
  - 仮設焼却施設における、環境モニタリングデータを公表中(※1)。

(※1) 環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <<http://shiteihaiki.env.go.jp/>>

| 立地地区          | 進捗状況            | 処理能力   | 処理済量<br>(平成28年12月末時点) |
|---------------|-----------------|--------|-----------------------|
| 川内村           | 災害廃棄物等の処理完了     | 7t/日   | 約2,000トン(約2,000トン)    |
| 飯舘村<br>(小宮地区) | 稼働中(平成26年11月より) | 5t/日   | 約2,700トン(約2,700トン)    |
| 富岡町           | 稼働中(平成27年4月より)  | 500t/日 | 約116,000トン(約31,000トン) |
| 南相馬市          | 稼働中(平成27年4月より)  | 200t/日 | 約67,000トン(約64,000トン)  |
| 葛尾村           | 稼働中(平成27年4月より)  | 200t/日 | 約90,000トン(約21,000トン)  |
| 浪江町           | 稼働中(平成27年5月より)  | 300t/日 | 約126,000トン(約62,000トン) |
| 飯舘村<br>(蕨平地区) | 稼働中(平成28年1月より)  | 240t/日 | 約20,000トン(約6,500トン)   |
| 楢葉町           | 稼働中(平成28年11月より) | 200t/日 | 約6,700トン(約1,300トン)    |
| 大熊町           | 建設工事中           | 200t/日 | —                     |
| 双葉町           | 平成29年度着工予定      | —      | —                     |
| 川俣町           | 処理方針検討中         | —      | —                     |
| 田村市           | 既存の処理施設で処理中     | —      | —                     |



楢葉町の仮設焼却施設  
(平成28年10月)

※処理済量については、除染廃棄物も含み、( )内はうち災害廃棄物等の処理済量。26

# 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。

既存の管理型処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

## 活用に係る受入れ要請などの経緯

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れを要請
- H27. 6. 5 福島県・富岡町・楡葉町に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえ、施設の国有化を含む国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県・富岡町・楡葉町から国に申入れ
- H27.11.16 福島県・富岡町・楡葉町に対して、8月の県及び2町からの申入れ等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27.12. 4 県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨、国に伝達がなされる
- H28. 4.18 既存管理型処分場について、土地及び不動産の売買契約を締結し、事実上国有化
- H28. 6.27 国と県、富岡町及び楡葉町との間で、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結
- H28.11.29 特定廃棄物の埋立処分事業に係る福島県産業廃棄物技術検討会にて、国が策定した輸送計画を提示
- 富岡町の地元行政区(太田・毛萱)と安全協定を締結済み。楡葉町の地元行政区とは引き続き調整中。また、場内での必要な準備を実施中。



**旧フクシマエコテッククリーンセンター**  
【施設概要】 ※富岡町に位置(搬入路は楡葉町)  
・処分場面積:約9.4ha  
・埋立容量 :約96万 $m^3$ (埋立可能容量:約65万 $m^3$ )

## 埋立対象物

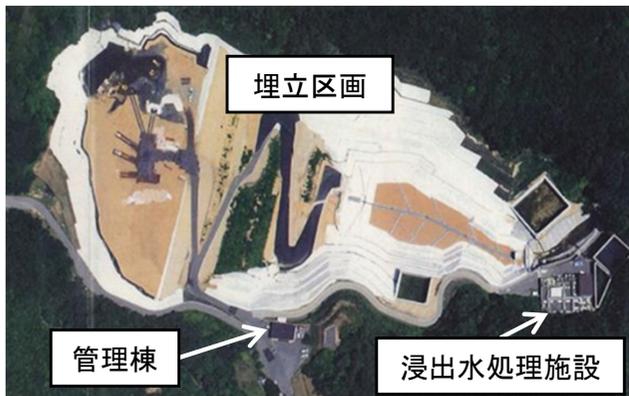
- 双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万 $m^3$ >
- 対策地域内廃棄物等 <約44.5万 $m^3$ >
- 福島県内の指定廃棄物 <約18.2万 $m^3$ >

## 福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

1. **安全・安心の確保**…住民の不安を和らげるための具体策、施設管理並びに安全協定の考え方、搬入ルート<sup>1</sup>の安全・環境対策を示すこと
2. **地域振興策の具体化**…地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金<sup>2</sup>について示すこと、国が財源確保を行い両町が望む地域の将来像の実現を図ること

## H27.8.25の申入れを踏まえた国の考え方(H27.11.16)の概要

1. **安全・安心の確保**
  - ・セメントを利用した雨水浸透抑制、情報公開拠点の新設等、住民不安を和らげる対応策
  - ・埋立完了後もモニタリング等を継続し、国が国有地とし責任をもって適切に管理
  - ・国と県及び2町で安全協定を締結し、国と地元行政区でも締結
  - ・既存の町道を新たな搬入ルートとして整備し、舗装の点検、待避所の設置等を実施
2. **地域振興策の具体化**
  - ・2町が実施する事業の具現化<sup>3</sup>に対して、国として全力を挙げた支援の実施
  - ・極めて自由度の高い交付金<sup>2</sup>について、県に協力をお願いしつつ、適切に対応
  - ・2町の将来計画の実現に向けて必要な支援を最大限実施



# 指定廃棄物の指定状況(平成28年12月31日時点)

| 都道府県 | 焼却灰     |           |         |         | 浄水発生土<br>(上水) |         | 浄水発生土<br>(工水) |             | 下水汚泥<br>※焼却灰含む |          | 農林業系副産物<br>(稲わらなど) |          | その他 |          | 合計    |           |
|------|---------|-----------|---------|---------|---------------|---------|---------------|-------------|----------------|----------|--------------------|----------|-----|----------|-------|-----------|
|      | 焼却灰(一般) |           | 焼却灰(産廃) |         | 件             | 数量(t)   | 件             | 数量(t)       | 件              | 数量(t)    | 件                  | 数量(t)    | 件   | 数量(t)    | 件     | 数量(t)     |
|      | 件       | 数量(t)     | 件       | 数量(t)   |               |         |               |             |                |          |                    |          |     |          |       |           |
| 岩手県  | 8       | 199.8     |         |         |               |         |               |             |                |          |                    |          | 2   | 275.8    | 10    | 475.6     |
| 宮城県  |         |           |         |         | 9             | 1,014.2 |               |             |                |          | 3                  | 2,271.5  | 29  | 126.7    | 41    | 3,412.4   |
| 山形県  |         |           |         |         |               |         |               |             |                |          |                    |          | 1   | 0.2      | 1     | 0.2       |
| 福島県  | 411     | 120,694.5 | 151     | 3,907.5 | 35            | 2,261.2 | 5             | 203.1       | 93             | 10,706.5 | 44                 | 3,908.5  | 125 | 16,255.5 | 864   | 157,936.8 |
| 茨城県  | 20      | 2,380.1   |         |         |               |         |               |             | 2              | 925.8    | 1                  | 0.4      | 3   | 229.4    | 26    | 3,535.7   |
| 栃木県  | 24      | 2,447.4   |         |         | 14            | 727.5   | ※<br>(1)      | 0<br>(66.6) | 8              | 2,200.0  | 27                 | 8,137.0  | 6   | 21.3     | 79    | 13,533.1  |
| 群馬県  |         |           |         |         | 6             | 545.8   | 1             | 127.0       | 5              | 513.9    |                    |          |     |          | 12    | 1,186.7   |
| 千葉県  | 46      | 2,719.4   | 2       | 0.6     |               |         |               |             | 1              | 542.0    |                    |          | 13  | 444.5    | 62    | 3,706.5   |
| 東京都  | 1       | 980.7     | 1       | 1.0     |               |         |               |             |                |          |                    |          |     |          | 2     | 981.7     |
| 神奈川県 |         |           |         |         |               |         |               |             |                |          |                    |          | 3   | 2.9      | 3     | 2.9       |
| 新潟県  |         |           |         |         | 4             | 1,017.9 |               |             |                |          |                    |          |     |          | 4     | 1,017.9   |
| 静岡県  |         |           |         |         |               |         |               |             |                |          |                    |          | 1   | 8.6      | 1     | 8.6       |
| 合計   | 510     | 129,421.9 | 154     | 3,909.1 | 68            | 5,566.6 | 6             | 330.1       | 109            | 14,888.2 | 75                 | 14,317.4 | 183 | 17,364.9 | 1,105 | 185,798.1 |

# 指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

平成28年4月28日 改正省令公布・施行

## 【 目的 】

- ◆ 放射性物質に汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/kgを超える濃度のものは、特別な管理が必要となるため、環境大臣が指定し、国が処理することとなっている。
- ◆ 一方、放射能の減衰により8,000Bq/kg以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能である。8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の下で処理が進められてきている。こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備した。

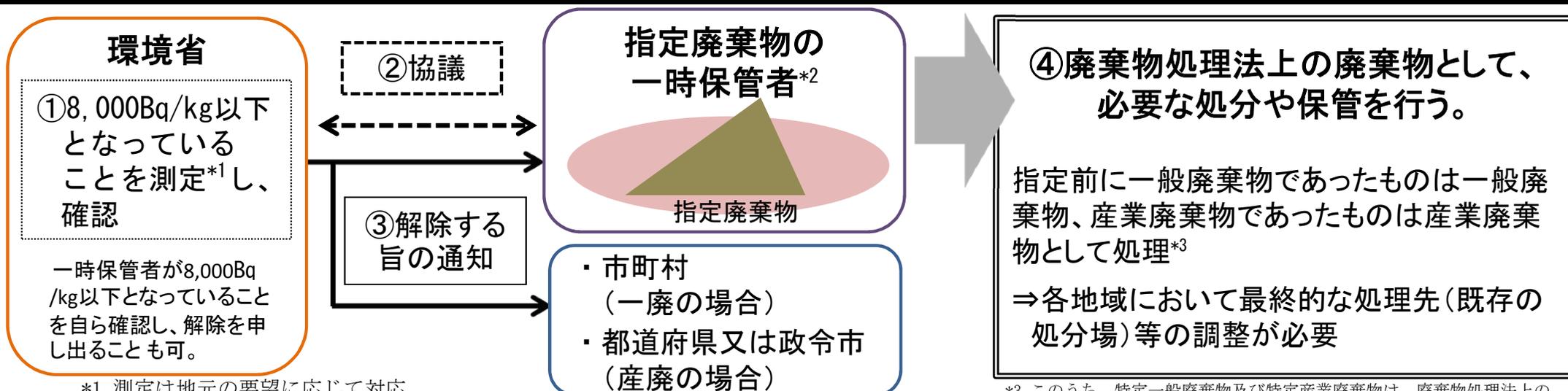
## 【 仕組み 】

- ◆ 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を解除することができる。

※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。

- ◆ 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。

※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。



\*1 測定は地元の要望に応じて対応。

\*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

\*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。

# 指定廃棄物に関する関係5県の状況

## 宮城県

### 【市町村長会議】

第1～4回：H24.10～H25.11  
 第5回：H26.1.20  
 →詳細調査候補地を3カ所提示  
くりはらし ふかやまだけ たいわちようしもはら かみまち たしろだけ  
 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)  
 第6回：H26.7.25  
 第7回(県主催)：H26.8.4  
 →県知事が県内市町長の総意として  
 詳細調査受入れ表明

平成26年8月より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。  
 →ただし、現地調査は、加美町の反対活動により実施できず(平成27年も断念)

H27.4.5、5.29、10.13  
 県民向けフォーラム  
 H27.10～11  
 有識者を交えた加美町との  
 意見交換会(2回)

第8回：H27.12.13  
 第9回(県主催)：H28.3.19  
 指定廃棄物の再測定結果、環境省の  
 考え方を説明

第10回(県主催)：H28.5.27  
 第11回(県主催)：H28.11.3  
 →指定廃棄物以外の測定結果の公表、  
 県による8,000Bq/kg以下の廃棄物  
 (指定廃棄物を除く)の処理方針の  
 提示

第12回(県主催)：H28.12.27

第12回から半年後を目処に再度市町村長会議を開催予定

## 栃木県

### 【市町村長会議】

第1～3回：H25.4～H25.8  
 第4回：H25.12.24  
 →選定手法が確定

H26.7.30  
 →詳細調査候補地を  
 1カ所提示  
しおやまち てらしまいり  
 (塩谷町寺島入)

第5回：H26.7.31  
 第6回：H26.11.9

H27.5.14、6.22、9.13  
 県民向けフォーラム

H27.10.14  
 塩谷町寺島入の豪雨  
 影響調査

H27.12.7  
 塩谷町長が調査候補地の  
 返上を宣言

第7回：H28.5.23  
 →指定廃棄物の再測定実施  
 を決定

第8回：H28.10.17  
 →再測定の結果の公表、  
 今後の進め方の提示

現在、  
 ・塩谷町への個別訪問等を実施中

## 千葉県

### 【市町村長会議】

第1～3回：H25.4～H26.1  
 第4回：H26.4.17  
 →選定手法が確定

H27.4.24  
 →詳細調査候補地を  
 1カ所提示  
 (東京電力千葉火力発電所の  
 土地の一部(千葉市中央区))

H27.5.20、6.2  
 千葉市議会全員協議会

H27.6.8、6.10  
 千葉市議会・市長から  
 再協議の申入れ

H27.6.29、7.7、13、20、8.7  
 千葉市の自治会長や  
 住民を対象に説明

H27.12.14  
 再協議申入れへの回答

H28.6.28  
 千葉市から指定解除の  
 申出

H28.7.23  
 千葉市の指定廃棄物を  
 指定解除

## 茨城県

### 【市町村長会議】

第1回：H25.4.12  
 第2回：H25.6.27  
 第3回：H25.12.25  
 第4回：H27.1.28

### 【一時保管 市町長会議】

第1回：H27.4.6  
 第2回：H28.2.4

→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

## 群馬県

### 【市町村長会議】

第1回：H25.4.19  
 第2回：H25.7.1  
 第3回：H28.12.26

→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

# 宮城県の状況

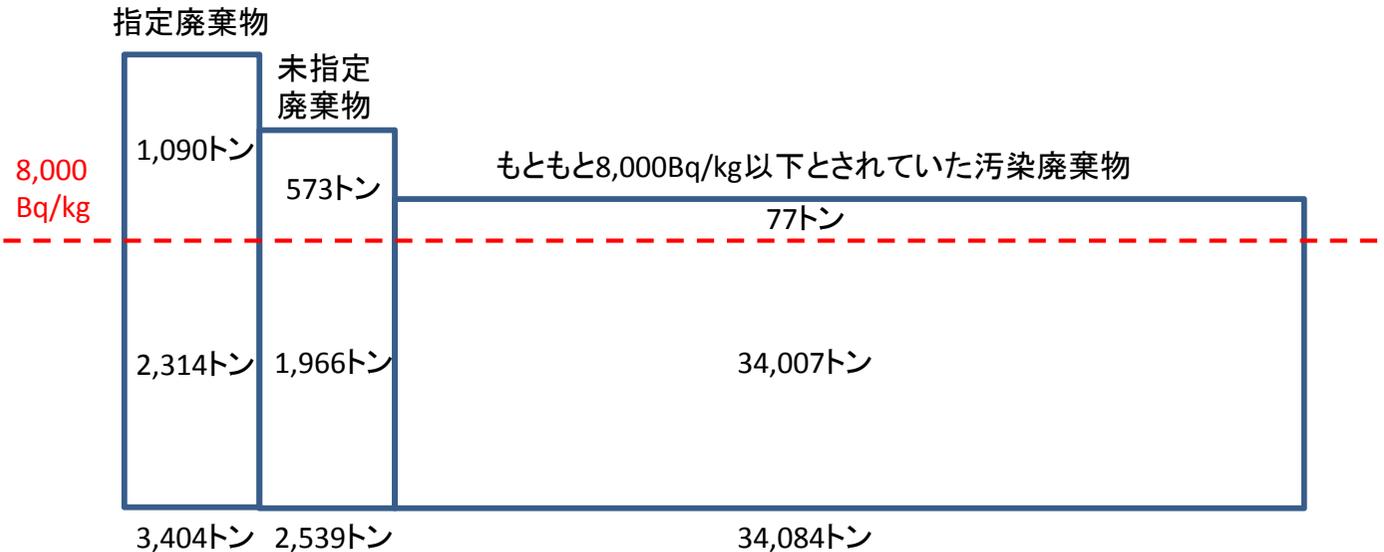
## 【指定廃棄物の長期管理施設について】

○宮城県からの要望を踏まえ、県内で一定の方向性が出るまでの間、現地調査は一時的に見合わせる。

## 【指定廃棄物等の放射能濃度の測定結果について】

○指定廃棄物、未指定廃棄物※、元々8,000Bq/kg以下とされていた廃棄物については、国又は県が放射能濃度を測定（結果は右図）。

※過去の調査で8,000Bq/kgを超えると回答のあった指定申請されていない廃棄物



## 【8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理方針について】

○平成28年11月3日、第11回市町村長会議（県主催）において、宮城県知事が以下の方針を表明。

－8,000Bq/kg以下の廃棄物（指定廃棄物を除く）約36,000トンについて、県内全ての自治体が協力して混焼により広域処理を行う（市町村が独自に堆肥化、すき込み等を行うことは妨げない）。

○同年12月27日、第12回市町村長会議（県主催）において、大部分の市町村が上記方針に賛同したが、栗原市及び登米市が賛同せず、合意に至らなかった。これを踏まえ、まずは全市町村で焼却以外の方法（すき込み、堆肥化）を前向きに検討し、半年以内に市町村長会議を開催して上記方針について検討状況を踏まえて改めて議論することとなった。

# 栃木県の状況

## 【塩谷町に関する主な動き】

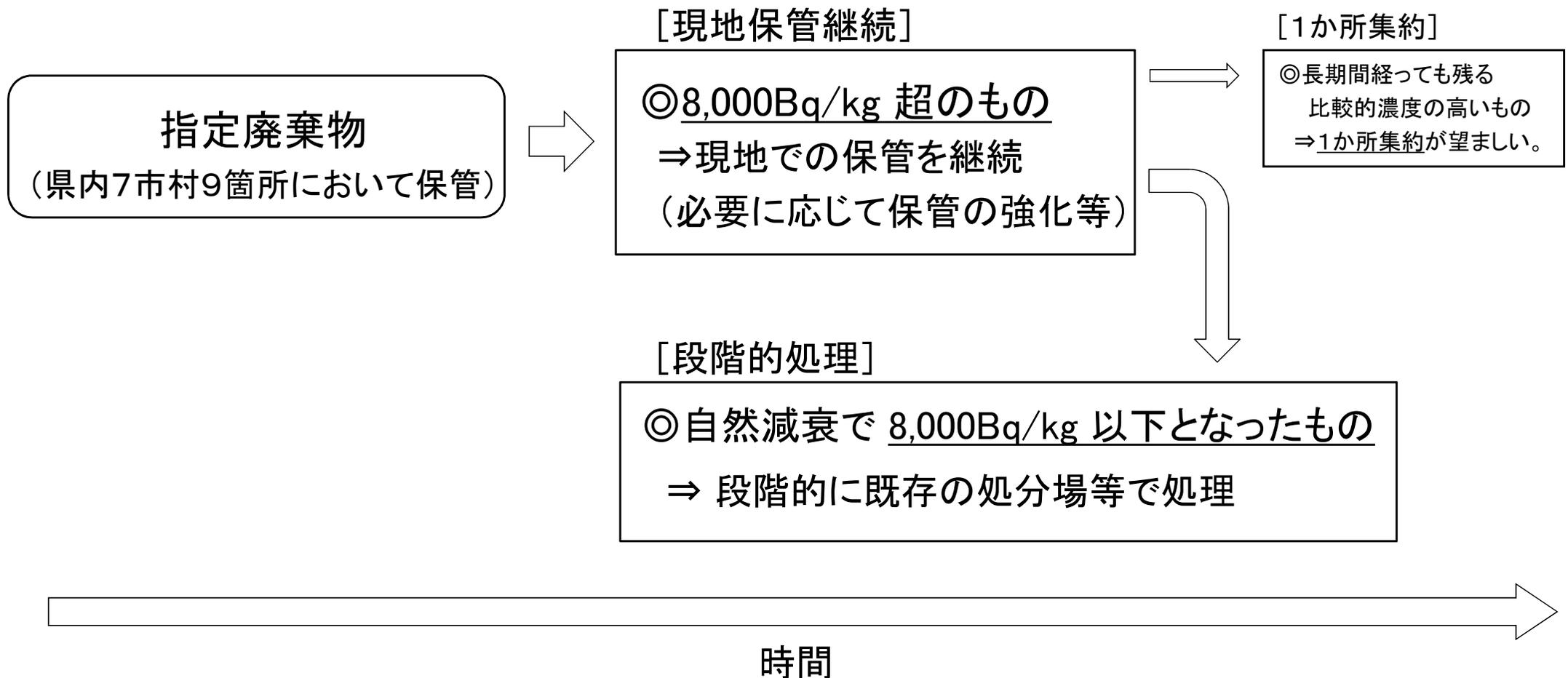
- 平成27年12月7日、塩谷町長が環境省を訪問し、候補地返上に関する書面を提出。
- 平成28年9月14日、伊藤環境副大臣が塩谷町長を訪問し、就任挨拶とともに詳細調査の実施に向けた依頼文書を持参し、意見交換を実施。
- 塩谷町での詳細調査の実施に向け、戸別訪問を継続しつつ、話し合いの場を設けるよう働きかけ。

## 【指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果と今後の進め方の提示】

- 平成28年10月17日、環境省が第8回市町村長会議を開催し、放射能濃度の再測定結果を報告するとともに、今後の進め方について提示。
  - 現在8,000Bq/kg超は5,200～6,500トン程度（指定時は約13,500トン）。10年後には2,200～3,600トン程度になると推計。
  - 長期管理施設の設置の方針を再確認。一方で既存の処理施設での通常処理や中間処理による減容化・集約化等の保管者（農家等）の負担軽減策を協議したい。
- 現在、保管者（農家等）の意向確認等を実施中。

# 群馬県における現地保管継続・段階的処理の考え方

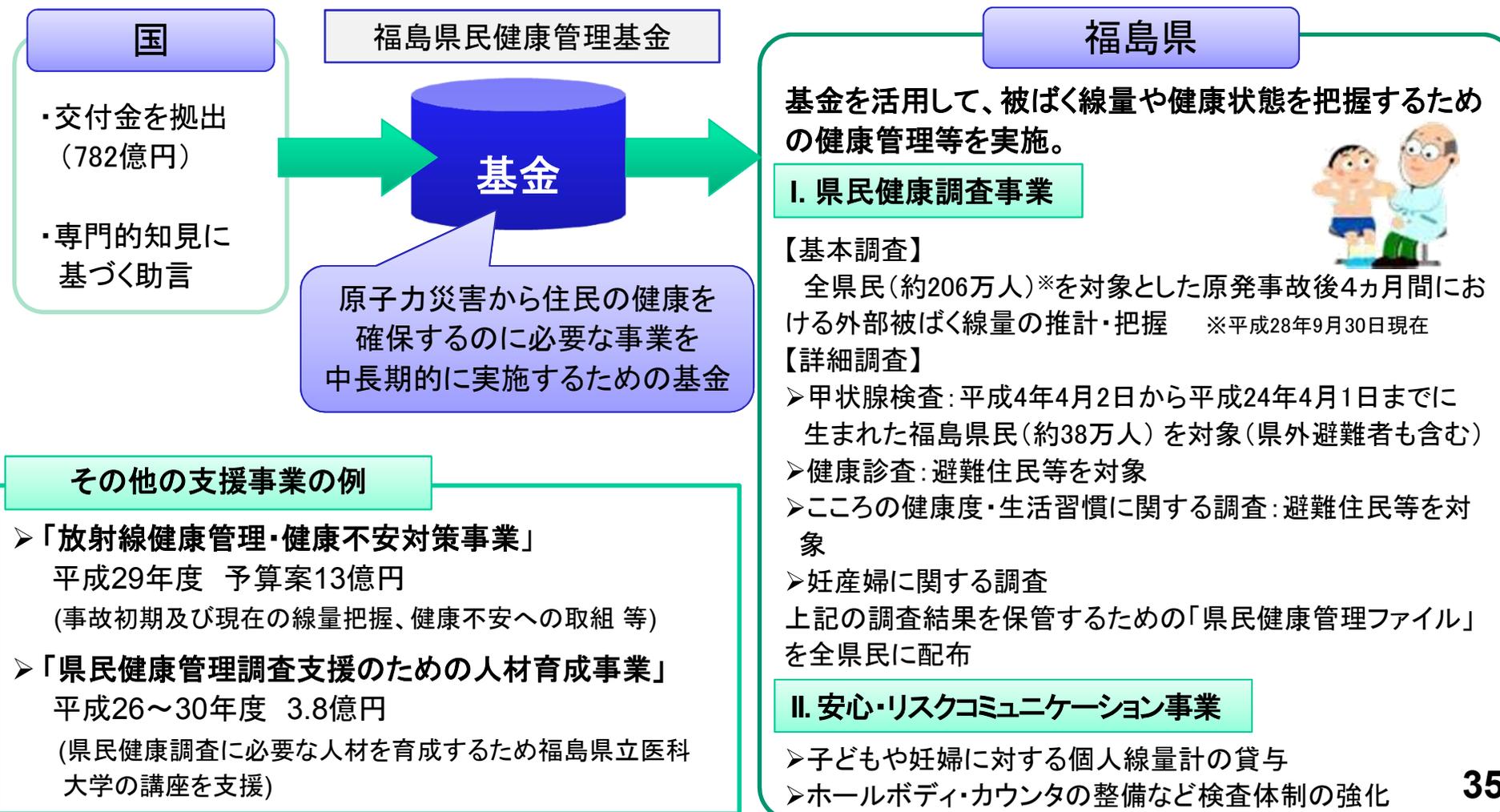
現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に既存の処分場等で処理。



東京電力福島第一原子力発電所事故による  
放射線に係る住民の  
健康管理・健康不安対策について

## 福島県における住民の健康管理等に係る取組

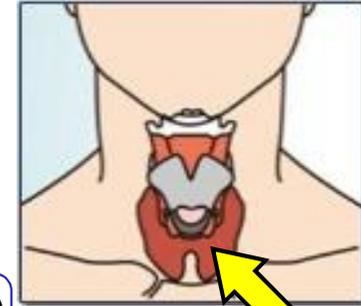
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の健康影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。
- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に対して、国は交付金(782億円)を拠出。このほか、福島県立医科大学に「放射線医学県民健康管理センター」を建設・整備するための予算を措置(平成24年度予備費:60億円)するなど、全面的に県を支援。



# 福島県による甲状腺検査（平成23年10月～）

## (1) 目的

- チェルノブイリ原発事故では事故の4～5年後に小児甲状腺がんの発生が報告されたため、子どもたちの甲状腺への放射線の影響が心配されている。
- そのため、福島県は県民健康調査の一環として、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的に甲状腺検査を実施。



内分泌臓器の一つ。食物中のヨウ素から、甲状腺ホルモンを作る。

甲状腺

## (2) 対象者

- 【先行検査】<sup>※1</sup> ○平成23年3月11日に概ね**18歳以下だった全県民約37万人**<sup>※2</sup>（県外避難者も含む）  
○平成23年10月～平成27年4月で1巡目を終了。

- 【本格検査】 ○平成26年度以降、被災時胎児であった者等<sup>※3</sup>を追加 →対象人数は計**約38万人**に。  
○2年間で全員に2巡目を実施、以後20歳まで2年に1回、以降5年に1回実施予定。

※1 放射線影響が出る前の時期に現状を把握するための検査。本格検査の結果と比較することになる。

※2 平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民。

※3 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民。事故時胎児だった者以外にも、事故後1年と十数日経過後に生まれた者を含む。

## (3) 検査方法

### ①一次検査：甲状腺の超音波検査を実施



B判定又はC判定の場合

(注) 結節：しこり。のう胞：体液のたまった袋状のもの。

A1判定：「結節」や「のう胞」を認めなかったもの

A2判定：5.0mm以下の「結節」や20.0mm以下の「のう胞」を認めたもの  
(通常の診療では病的なものとは捉えず、正常範囲内での変化とみなされる)

B判定：5.1mm以上の「結節」や20.1mm以上の「のう胞」を認めたもの

C判定：甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの

### ②二次検査：問診、詳細な超音波検査、血液検査、尿検査→必要に応じて穿刺吸引細胞診※

※甲状腺に針を刺し、吸引した細胞を顕微鏡等で検査すること。

一巡目の確定値及び二、三巡目の暫定値 第25回福島県「県民健康調査」検討委員会資料(平成28年12月27日開催)等より作成

| 一次検査及び二次検査実施状況               |                                    | 先行検査<br>(一巡目)<br>(平成23~27年4月)<br>(平成28年3月末分まで) | 割合(%) | 本格検査<br>(二巡目)<br>(平成26~27年度)<br>(平成28年9月末分まで) | 割合(%)    | 本格検査<br>(三巡目)<br>(平成28~29年度)<br>(平成28年9月末分まで) | 割合(%) |
|------------------------------|------------------------------------|--|-------|---|----------|---|-------|
| 検査対象者数                       |                                    | 367,672人                                       | 100.0 | 381,282人                                      | 100.0    | 336,609人                                      | 100.0 |
| 一次検査受診者数                     |                                    | 300,476人                                       | 81.7  | 270,454人                                      | 70.9     | 49,387人                                       | 14.7  |
| 一次検査結果判定数                    |                                    | 300,476人                                       | 100.0 | 270,431人                                      | 100.0    | 30,253人                                       | 61.3  |
| 判定結果                         | 判定内容                               | 人数(人)  | 割合(%) |   | 人数(人)    | 割合(%)   |       |
| 異常なし                         | (A1) 結節やのう胞を認めなかったもの               | 154,607  | 51.5  | ※4<br>99.2                                    | 108,675  | 40.2  | 99.2  |
|                              | (A2) 5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞を認めたもの | 143,575  | 47.8  |   | 159,534  | 59.0  |       |
| 要二次検査                        | B判定 5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認めたもの  | 2,293  | 0.8   |   | 2,222    | 0.8   |       |
|                              | C判定 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの    | 1  | 0.0   |   | 0        | 0.0   |       |
| 二次検査対象者数<br>(B判定+C判定) ア      |                                    | 2,294  | 100.0 |   | 2,222    | 100.0   |       |
| 二次検査受診者数 イ(イ/ア)              |                                    | 2,128  | 92.8  |   | 1,685    | 75.8  |       |
| 二次検査判定数 ウ(ウ/イ)               |                                    | 2,086 ※1                                       | 98.0  |   | 1,553 ※1 | 92.2  |       |
| がんないしがん疑い ※3<br>(がん/がん疑い/良性) |                                    | 116<br>( 101 / 14 / 1 )                        |       | 68 ※2<br>( 44 / 24 / 0 )                      |          | —   |       |

- ※1 これらのうち、一巡目(先行検査)では1,376人、二巡目(本格検査)では1,175人の方が通常診療(保険診療)等となる方などであった。
- ※2 68人については、44人が手術を実施し、がん確定。なお、68名は、一巡目(先行検査)では62人がA判定(A1 31人,A2 31人),5人がB判定。先行検査未受診の方が1人。
- ※3 手術におけるがんの判定については、県民健康調査「甲状腺検査」の範囲外。
- ※4 小数点第一位で表示されている割合のものは、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
- ※5 二次検査は、平成28年9月30日現在は未実施。平成28年10月から検査開始。

# 放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業の実施状況

## ② 人材の育成

放射線に関する住民の健康不安や悩み相談に対応する人材の育成のため、保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象に統一的な基礎資料をベースに研修を実施。自治体のニーズに合わせた研修も実施。

開催回数 132回、合計 3,973人が参加  
(平成27年度までの実績)

## ③ 住民の理解増進

福島県及び福島近隣県の住民を対象に放射線の基礎知識や健康影響等について講話する住民セミナーを開催。また、少人数での意見交換会(車座集会)を開催し、双方向のコミュニケーションを基調とした場を設けている。

開催回数 130回、合計 2,432人が参加  
(平成27年度までの実績)

## ① 正確な情報発信

様々なリスクコミュニケーション活動に資する、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の情報等を横断的に集約した統一的な基礎資料を作成、毎年度更新。また、府省庁、自治体等のウェブサイトのコンテンツを週1回更新。これらを「放射線の健康影響に関するポータルサイト」に掲載。

## ⑥ 住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成

専門家や住民、相談員等が協力し、住民目線で、「疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報(助言やヒント)」をまとめた冊子『暮らしの手引き(専門家に聞いた放射線30のヒント)』(仮称)を作成(3月末完成予定)。

## ④ 被ばく線量把握事業

帰還した住民の希望者に、不安軽減のため個人線量計を配布し外部被ばく線量を把握していただくとともに、ホールボディカウンタで内部被ばく線量の測定を行い、帰還地での被ばく線量を把握してもらう。

外部及び内部被ばく測定数 延べ519人が参加  
(平成27年度までの実績)

## ⑤ 相談員支援センター

住民を身近で支える相談員等のための「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、自治体や相談員等からのニーズ収集、ニーズを踏まえた研修会、専門家派遣等を実施。

自治体等からのニーズ収集 447回、相談対応 59回、専門家派遣 10回、研修 25回  
(平成27年度までの実績)